## 臨床研究費ポイント算出表 (治験機器)

個々の治験について、要素ごとに該当するポイントを求め、そのポイントを合計したものを その試験のポイント数とする。

		ゥ	ポイント			ポ	設定根拠・解説
		ウエイト	I	П	Ш	イン	可能な限り記載する
		1	(ウェイト×1)	(ウェイト×3)	(ウェイト×5)	ŀ	
A	治験機器の使用目的	2	・歯科材料(インプラント を除く) ・家庭用医療機器 ・Ⅱ及びⅢを除くその他 医療機器	・医薬品医療機器等法により設置管理が求められる 医療機器 ・体内植込み医療機器 ・体内と体外を連結する医療機器 (*1)	·新構造医療機器 <sup>(*2)</sup>		
В	対象疾患の重症度	2	軽 症	中等度	重症・重篤		
С	入院・外来の別	1	外 来	入 院			
D	治験機器製造承認の 状況	1	他の適応に国内で承認	同一適応に欧米で承認	未承認		
Е	被験者層	1	成人	小児、成人 (高齢者、意識 障害者等)	乳児・新生児		
F	被験者の選出(適格+ 除外基準数)	1	19以下	20~29	3 0 以上		
G	観察回数	2	5 回以内	6~20回	2 1 回以上		
Н	診療報酬点数のある 検査・自他覚症状観察 項目数	1	5 0 項目以内	5 1~1 0 0項目	101項目以上		
Ι	診療報酬点数のない 検査項目数	1	1∼5項目	6~20項目	2 1 項目以上		
Ј	J 侵襲的機能検査及び 画像診断回数 7 × 回数(回)						
合計ポイント数							

<sup>\*1</sup> ①組織・骨・歯と体外を連結して処置や手術に用いる医療機器で接触時間が24時間以上のもの。

②循環血液と接触する医療機器。

<sup>\*2</sup> 既承認医療機器と基本的な構造・原理が異なり全くの新規性を有するもの。